

# 雨水タンク設置補助金交付事業

## 1. 事業の概要

紀宝町では、大雨が降ったとき雨水の流出抑制を図り、河川等の氾濫による浸水被害の軽減に繋がり、災害など非常時における生活用水の確保、雨水の再利用等水資源を有効利用できる雨水タンクを設置する方に、設置費の一部を補助します。※上記（特に下線部）を事業の目的としております。設置者の方には大雨等が予想される場合、事前に雨水タンクに十分な貯留量を確保できるよう（雨水タンク内の水をできる限り少なくしておくなど）ご協力をお願いします。

## 2. 補助金額

雨水タンクの本体価格と設置工事費を合計した額に2分の1を乗じて得た額で、**30,000円（千円未満切り捨て）**を限度とします。

申請いただく際は、領収書、明細書等により内訳を明確にしてください。

## 3. 対象者

- ・居住する住宅が紀宝町にあり、その住宅に雨水タンクを設置した方。（1棟につき1回まで）
- ・町税の滞納がない方。
- ・雨水タンクを良好に維持管理出来る方。
- ・現地調査その他必要な調査に協力していただける方。
- ・対象の住宅で、過去にこの補助金の交付を受けていない方。

## 4. 対象となるタンク

- （概要）・自宅の雨樋に接続され、地上据え置き型であること。
- ・商品として一般的に流通していること。
  - ・雨水タンクが転倒しないよう安全対策を施していること。
  - ・購入日より半年以内であること。
  - ・オーバーフロー用吐口又は、満水時に雨水の流入を止める機能を持つ集水継ぎ手を設置すること。

（容量）100リットル以上

（補助範囲）同一の住宅に1基まで

## 5. 受付開始日および受付時間

（受付開始日）令和3年4月1日から先着順

（受付時間）平日の午前8時30分から午後5時15分まで

## 6. 申請に必要な書類

- ・補助金交付申請書（第1号様式）
- ・住宅の位置図
- ・雨水タンクの配置図
- ・領収書および内訳明細書の写し
- ・設置後のカラー写真
- ・納税調査承諾書
- ・その他町長が必要と認めるもの

## 7. 交付までの流れ

- （1）雨水タンクの購入・設置。
- （2）上記「6.申請に必要な書類」一式を提出。
- （3）書類審査に合格の場合、確認のため、現地にて立会いを行います。
- （4）現場審査合格の場合、交付決定通知を送付させていただきます。
- （5）請求書を提出してください。
- （6）補助金を指定口座にお振込みします。

## 8. 提出先及び問い合わせ先

〒519-5701 三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿324番地 紀宝町役場 環境衛生課

電話 0735-33-0338 FAX 0735-32-1102 e-mail:kankyo@town.kiho.lg.jp

